

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する 条例の制定についての要旨

今回の手数料条例改正につきましては、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い改正するものです。

これまで、接道の許可制度（建築基準法第43条で、建築物の敷地は道路に2m以上接するものと規定されていますが、建築審査会の同意を得て例外として許可を行うもの）にて運用してきた事案の一部が、手続きの合理化のため、条件付き（道として取扱うものは幅員4m以上で将来にわたって安定的に維持管理されること）で一戸建ての住宅は、許可不要となり認定制度に移行しました。改正された同法第43条第2項第1号の認定につきましては、政令により限定特定行政庁の事務として定められ、富士見市で認定事務を行うことになりました。

これにより、当該規定による認定を行う場合に手数料を徴収するため、手数料条例の別表の項を追加するものです。

1 改正内容

富士見市手数料条例、別表45の項から79の項までを1項ずつ繰り下げ、44の項の次に次の1項を加えるものです。

45	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
----	--------------------------------------	---------------

併せて、項ずれに伴う整理をするものです。

この条例は、公布の日から施行するものです。

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1～44（略）			1～44（略）		
<u>45</u>	<u>建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査</u>	1件につき 27,000円		<u>(新設)</u>	
<u>46</u>	(略)	(略)	<u>45</u>	(略)	(略)
<u>47</u>	(略)	(略)	<u>46</u>	(略)	(略)
<u>48</u>	(略)	(略)	<u>47</u>	(略)	(略)
<u>49</u>	(略)	(略)	<u>48</u>	(略)	(略)
<u>50</u>	(略)	(略)	<u>49</u>	(略)	(略)
<u>51</u>	(略)	(略)	<u>50</u>	(略)	(略)
<u>52</u>	(略)	(略)	<u>51</u>	(略)	(略)
<u>53</u>	(略)	(略)	<u>52</u>	(略)	(略)
<u>54</u>	(略)	(略)	<u>53</u>	(略)	(略)
<u>55</u>	(略)	(略)	<u>54</u>	(略)	(略)
<u>56</u>	(略)	(略)	<u>55</u>	(略)	(略)
<u>57</u>	(略)	(略)	<u>56</u>	(略)	(略)
<u>58</u>	(略)	(略)	<u>57</u>	(略)	(略)
<u>59</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（ <u>57の項、58の項及び60の項</u> に規定する審査を除く。） ア～イ（略）	(略)	<u>58</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（ <u>56の項、57の項及び59の項</u> に規定する審査を除く。） ア～イ（略）	(略)
<u>60</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良	次に掲げる額	<u>59</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良	次に掲げる額

	住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。） ア イ以外の場合	<u>57の項、58の項又は59の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額		住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。） ア イ以外の場合	<u>56の項、57の項又は58の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額
	イ 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合（略）	<u>57の項、58の項又は59の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1)～(2)（略）		イ 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合（略）	<u>56の項、57の項又は58の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1)～(2)（略）
<u>61</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（ <u>62の項</u> に規定する審査を除く。）	<u>57の項、58の項又は59の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額		<u>60</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（ <u>61の項</u> に規定する審査を除く。）
<u>62</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項で準用する同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。） ア イ以外の場合	次に掲げる額 <u>57の項、58の項又は59の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40		<u>61</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項で準用する同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。） ア イ以外の場合
					<u>56の項、57の項又は58の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40

	イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	の項に定める額を加算した額 <u>57の項、58の項又は59の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1)～(2) (略)		イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	の項に定める額を加算した額 <u>56の項、57の項又は58の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1)～(2) (略)
<u>63</u>	(略)	(略)	<u>62</u>	(略)	(略)
<u>64</u>	(略)	(略)	<u>63</u>	(略)	(略)
<u>65</u>	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。） ア (略) イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 （ア）申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項及び <u>66の項</u> において「申請住戸数」という。）が1戸のもの （イ）～（オ） (略) ウ (略)	(略)	<u>64</u>	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。） ア (略) イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 （ア）申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項及び <u>65の項</u> において「申請住戸数」という。）が1戸のもの （イ）～（オ） (略) ウ (略)	(略)
<u>66</u>	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（ <u>65の項及び67の項</u> に規定する審査を除く。）	(略)	<u>65</u>	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（ <u>64の項及び66の項</u> に規定する審査を除く。）	(略)

	ア～オ (略)			ア～オ (略)		
67	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	次に掲げる額 <u>65の項又は66の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額 <u>65の項又は66の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1)～(2) (略)		66	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	次に掲げる額 <u>64の項又は65の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額 <u>64の項又は65の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1)～(2) (略)
68	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(<u>69の項</u> に規定する審査を除く。)	<u>65の項又は66の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額		67	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(<u>68の項</u> に規定する審査を除く。)	<u>64の項又は65の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額
69	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合	次に掲げる額 <u>65の項又は66の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定		68	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合	次に掲げる額 <u>64の項又は65の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定

	イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 (略)	める額を加算した額 <u>65の項又は66の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1)～(2) (略)		イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 (略)	める額を加算した額 <u>64の項又は65の項</u> に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1)～(2) (略)
70	(略)	(略)	69	(略)	(略)
71	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (<u>70の項及び72の項</u> に規定する審査を除く。) ア～ウ (略)	(略)	70	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (<u>69の項及び71の項</u> に規定する審査を除く。) ア～ウ (略)	(略)
72	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	次に掲げる額 <u>70の項又は71の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額 <u>70の項又は71の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に	71	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	次に掲げる額 <u>69の項又は70の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額 <u>69の項又は70の項</u> に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に

		定める額を更に加算した額 (1)～(2) (略)			定める額を更に加算した額 (1)～(2) (略)
73	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (74の項 に規定する審査を除く。)	70の項又は71の項 に定める額に2分の1を乗じて得た額	72	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (73の項 に規定する審査を除く。)	69の項又は70の項 に定める額に2分の1を乗じて得た額
74	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	次に掲げる額 70の項又は71の項 に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額 70の項又は71の項 に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1)～(2) (略)	73	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	次に掲げる額 69の項又は70の項 に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額 69の項又は70の項 に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1)～(2) (略)
75	(略)	(略)	74	(略)	(略)
76	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (7	(略)	75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 (7	(略)

5の項に規定する審査を除く。） ア～エ（略）			4の項に規定する審査を除く。） ア～エ（略）		
<u>77</u>	(略)	(略)	<u>76</u>	(略)	(略)
<u>78</u>	(略)	(略)	<u>77</u>	(略)	(略)
<u>79</u>	(略)	(略)	<u>78</u>	(略)	(略)
<u>80</u>	(略)	(略)	<u>79</u>	(略)	(略)